

V. 前橋市高齢者支援配食サービス Q&A (令和4年4月1日)

Q1. 要介護・要支援認定新規申請中の利用は可能か

A1. 配食サービスの対象者は「介護予防・生活支援サービス事業対象者、要支援者、要介護者」です。したがって、これらに該当しない方、要介護・要支援認定の新規申請中の方、**又は区分変更申請中の方は**認定結果が決定するまでは対象者とならず、配食サービスを利用することはできません。認定決定後に申請をしてください。

Q2. 配食サービス利用申請の必要についての判断はどうしたらよいか

A2. アセスメントの結果「低栄養のリスクがある」または「買物や調理が困難で見守りが必要である」場合に申請するものです。

「本人や家族や周囲の希望」、「価格が安価になる」、「本人や家族が(技術的に)調理ができない」、「本人や家族の調理や買物の手間が省ける」、「家族が食事の準備が大変である」等の理由でサービスの利用申請をすることはできません。

Q3. 低栄養以外に、栄養の配慮が必要な場合の申請は可能か

A3. 本サービスは疾病等による食事管理や栄養素の充足を目的とするものではありません。低栄養以外では、「栄養管理が必要」という理由では申請理由にはなりません。

Q4. 条件「買物や調理が困難」とは、どういった状況をいうのか

A4.

	困難と捉える状況(例)	困難でないと捉える状況(例)
買物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1人で外出ができない、外出の手段がない ○ 日常の買物ができる場所までの移動ができない、移動手段がない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が移動手段を持ち、日常の買物ができる ● 家族等の支援を受けて、日常の買物ができる ● 他のサービスで代替できる
調理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人が身体的理由や認知症状があり、調理ができない ○ 支援者である家族も身体的理由や認知症状があり、調理ができない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人や家族が技術的に調理できない ● 家族等の支援を受けて、食事が用意できる ● 他のサービスで代替できる

Q5. 条件「見守り」が必要な状況とは、どういった状況か

A5.

見守りが必要な状況(例)	見守りが必要な状況(例)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症状があり日常生活に支障がある ○ 急変の恐れのある疾患がある ○ ほぼ一日、本人のみ、もしくは高齢者のみでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分で外出できている ● 他のサービスで代替できる

Q6. 配食は利用者本人が受け取らなければいけないか

A6. 配食サービスは、配食事業者がお弁当を本人に手渡し、健康状態等の声かけによる見守りをするものです。そのため、お弁当は本人への手渡しが原則となります。手渡しの際に、見守りとサービス利用実績の確認のため、ご本人に確認票へ捺印またはサインをしていただきます。

本人の不在時にお弁当をおいておく対応は望ましくありませんが、通院等で帰宅が遅れることが予めわかっている、配食事業者と連絡し了解を得ている場合に限り、安全性や衛生面を考慮して配達しておくことも可能とします。

Q7. 配食事業者変更をしたい場合の手続きはどうしたらよいか

A7. 軽微な変更にあたる場合、変更申請書を提出してください。ケアプランの添付は必要ありませんが、変更後の事業者へは同意ケアプランの提出が必要です。ケアプラン再作成がある場合は、利用申請書と事業者変更後の新しい同意ケアプランを提出してください。

なお、ひと月に利用できる事業者は1事業者としているため、月の途中での申請は、申請翌月からの適用となります。

Q8. 配食サービス利用中で区分変更申請をした場合はどうしたらよいか

A8. 区分変更申請結果が以前の認定と異なる場合は、速やかに申し出・手続きをしてください。手続きに必要な書類は、利用申請書と新しい同意ケアプランです。申請中については配食の変更がなければ特に手続きは必要ありません。配食サービスを変更する必要がある場合は、必要に応じて更新申請・変更申請を行ってください。

Q9. 配食の利用に変更が伴わないケアプラン再作成があった場合は申請が必要か

A9. 決定通知に記載された内容での利用であれば、申請がなくても支障はありませんが、ケアプラン再作成に伴い目標期間が変わっている場合は、配食の期間は元の目標期間のままですのでご注意ください。また、配食期間が終了する場合や認定区分に変更があった場合には申請が必要です。

Q10. 介護サービス利用がない要介護(1～5)認定者の手続きはどうしたらよいか

A10. 配食希望者が要介護(1～5)認定を受けている方で、他のサービス利用がない場合は、介護予防係が担当しますので、ご連絡ください。また、ケアプラン作成にあたり配食希望者の基本情報等の情報を提供いただくことがありますので、ご協力よろしくお願ひします。なお、配食サービス利用のみのケアプランを担当者が作成することは可能ですが、作成費は請求できません。

Q11. 配食サービス利用中に軽微な変更をする際にはサービス担当者会議は必要か

A11. 配食サービスに限っては、軽微な変更について実施をするというような取り決めはありません。サービス担当者会議の実施については、居宅サービスや介護予防サービス等を利用する場合と同様です。実施しない場合であっても、利用の変更になった理由や相談内容の記録を支援経過記録表等に記載して提出をお願いします。